

呉工業高等専門学校受託研究実施規則

制定 平成16年4月1日
一部改正 平成21年3月3日
一部改正 平成22年3月25日
一部改正 平成22年9月6日
一部改正 平成24年3月1日
一部改正 平成25年2月19日
一部改正 平成25年4月5日
一部改正 平成25年10月4日
一部改正 平成27年4月6日
一部改正 平成30年10月10日
一部改正 平成31年3月4日
全部改正 令和5年4月13日

(趣旨)

第1条 呉工業高等専門学校（以下「本校」という。）における受託研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第47号）（以下「機構規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構間接経費取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校規則第132号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 本校における「受託研究」とは、本校が外部の機関（以下「委託者」という。）から委託を受けて職務として行う研究、試作及び調査等で、これに要する経費（以下「研究経費」という。）を委託者が負担するものをいう。

2 この規則において「直接経費」とは、研究経費のうち、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費、消耗品費及び光熱水料等の直接的な経費をいう。

3 この規則において「間接経費」とは、研究経費のうち、直接経費以外の管理的な経費をいう。

(受入れの条件)

第3条 受託研究の受入れの条件は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 委託者は、受託研究を一方的に中止しないこと。
 - 二 本校のやむを得ない理由により受託研究を中止又は変更する場合においても、本校はその責を負わないこと。
 - 三 委託者は、機構規則第5条第5項及び第6項の規定に基づき研究経費を納入すること。
- 2 校長は、前項に規定するもののほか、必要と認められる条件を、別に付することができるものとする。

(申込み)

第4条 委託者は、受託研究申込書(第1号様式)を校長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受託研究が公募型の場合は、その事業の応募書類等の写しをもって、受託研究申込書に代えることができるものとする。この場合において、研究を担当する教職員(以下「研究担当者」という。)は、その事業に応募する前に、校長の承認を得なければならない。

(受入れの決定等)

第5条 受託研究の受入れは、教育研究上有意義であり、かつ、本校の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、校長が決定するものとする。

2 校長は、前項の決定にあたっては、あらかじめ研究担当者の所属する分野代表の意見を徴するものとする。

3 校長は、受託研究の受入れを決定したときは、受託研究受入決定通知書(第2号様式)により、委託者に通知するとともに、受託研究受入決定通知書の写しを添えて研究担当者及び契約担当役に通知するものとする。

4 研究担当者は、前項の規定による通知を受けたときは、委託者と最終的に合意した受託研究計画書(第3号様式)を速やかに校長に提出するものとする。

5 契約担当役は、第3項の規定による通知を受けたときは、委託者と所定の受託研究契約書により速やかに契約を締結するものとする。

(研究経費の負担)

第6条 委託者は、研究経費として直接経費及び間接経費を負担するものとする。

(受託料の取扱い)

第7条 受託料を徴収した場合、当該額の2分の1相当額を研究担当者の研究費として再配分する。

2 既納の受託料は、機構規則第5条第8項に該当する場合を除き、原則として還付しないものとする。

(設備等の取扱い)

第8条 研究経費により取得した設備等は、本校に帰属する。ただし、本校と委託者の間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

(研究の中止又は変更)

第9条 研究担当者は、当該研究を中止又は変更する必要があるときは、直ちに受託研究中止・変更承認申請書(第4号様式)を校長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受託研究が公募型の場合は、その研究の変更内容が記載された申請書類等の写しをもって、受託研究中止・変更承認申請書に代えることができるものとする。

- 3 校長は、前各項の規定による申請があった場合には、当該委託者と協議の上、当該受託研究の中止又は変更を決定し、その旨を研究担当者及び契約担当役に通知するものとする。
- 4 契約担当役は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに当該委託者と協議し、変更契約を締結するものとする。

(研究完了等に伴う研究経費の取扱い)

第10条 受託研究を完了又は前条の規定により、受託研究を中止若しくは変更した場合において、研究経費に不用が生じたときは、委託者の請求に基づき返還するものとする。

(完了報告)

第11条 研究担当者は、当該受託研究が完了したときは、受託研究完了報告書（第5号様式）を速やかに校長に提出するものとする。

2 校長は、前項の規定による報告を受けたときは、受託研究完了通知書（第6号様式）により、契約担当役に通知するものとする。

3 研究担当者は、受託研究の研究結果を報告書として取りまとめ、委託者及び校長に提出するものとする。ただし、委託者において報告書の提出を必要としない場合は、この限りでない。

(研究成果の公表)

第12条 受託研究の成果は、原則として公表するものとする。ただし、その公表の時期及び方法について、校長は委託者と協議の上、第5条第5項に規定する受託研究契約書において適切に定めるものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則（平成16年4月1日制定）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月3日一部改正）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日一部改正）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月6日一部改正）

この規則は、平成22年9月6日から施行する。

附 則（平成24年3月1日一部改正）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月19日一部改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月5日一部改正）

この規則は、平成25年4月5日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年10月4日一部改正）

この規則は、平成25年10月4日から施行する。

附 則（平成27年4月6日一部改正）

この規則は、平成27年4月6日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年10月10日一部改正）

- 1 この規則は、平成30年10月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 呉工業高等専門学校受託事業取扱規則（平成29年10月10日制定）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際現に受け入れている受託事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月4日一部改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月13日全部改正）

この規則は、令和5年4月13日から施行する。

第1号様式

受 託 研 究 申 込 書

年 月 日

呉工業高等専門学校長 殿

委 託 者

住 所

名 称

代表者名

呉工業高等専門学校受託研究実施規則を遵守の上、下記のとおり受託研究を申し込みます。

記

1 研究題目		
2 研究目的及び内容		
3 希望する研究完了期限	年 月 日	
4 研究経費負担額 (消費税額及び地方消費税額を含む。)	直接経費	円
	間接経費	円
	受託料	円
	合 計	円
5 研究経費納入予定時期		
6 希望する研究担当者 (分野・職名・氏名)		
7 提供設備等		
8 その他		

第2号様式

受託研究受入決定通知書

年 月 日

委託者 殿

呉工業高等専門学校長
氏 名

年 月 日付けで申込みのあった受託研究について、下記により受入れ
を決定しましたので通知します。

記

1 研究題目		
2 研究目的及び内容		
3 研究期間	年 月 日から 年 月 日	
4 研究担当者 (分野・職名・氏名)		
5 委託者 (所属・職名・氏名)		
6 研究経費負担額 (消費税額及び地方消費税額 を含む。)	直接経費	円
	間接経費	円
	受託料	円
	合計	円
7 提供設備等		
8 その他		

年 月 日

呉工業高等専門学校長 殿

所属分野名

研究担当者氏名

受託研究計画書

1 研究題目				
2 研究の概要				
3 委託者 (所属・職名・氏名)				
4 研究実施場所				
5 その他				
6 受託研究に要する直接経費				
物品費	人件費・謝金	旅費	その他	合計
円	円	円	円	円

別 紙

直 接 経 費 の 内 訳

費 目		摘 要 (内 容)	数 量	単 価	金 額	備 考
物 品 費	備 品 費				円	
	消 耗 品 費				円	
	小 計				円	
人 件 費 ・ 謝 金					円	
旅 費					円	
そ の 他					円	
合 計					円	

第4号様式

受託研究中止・変更承認申請書

年 月 日

呉工業高等専門学校長 殿

所属分野名
研究担当者氏名

記

1 研究題目

2 委託者氏名

3 研究経費

4 研究期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 その他

上記受託研究について、以下のとおり中止（変更）したいので申請します。

(中止又は変更内容及び具体的理由)

第 5 号様式

受託研究完了報告書

年 月 日

呉工業高等専門学校長 殿

所属分野名
研究担当者氏名

年 月 日付け契約締結の受託研究が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 研究題目
- 2 委託者氏名
- 3 研究経費
- 4 研究期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 研究報告書 別添のとおり
- 6 その他

第6号様式

受 託 研 究 完 了 通 知 書

年 月 日

契約担当役 殿

呉工業高等専門学校長
氏名

年 月 日付け契約締結の受託研究が完了しましたので、下記のとおり
通知します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究担当者
- 3 研究経費
- 4 研究期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 完了報告書 別添のとおり
- 6 その他